平成２５年（フ）第６５号
福岡県大牟田市新地町５番地13　西側
債務者　藤枝　依子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７８号
福岡県大牟田市大字久福木７番地１　エバーグリーンＳＡＫＡＧＵＴＩ202号
債務者　中西　啓輔
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８５号
福岡県みやま市高田町下楠田2000番地102
債務者　上之浜香織（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１号
奈良県五條市須恵１丁目６番20号
債務者　森田みどり
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１３１号
香川県善通寺市上吉田町６丁目５番19号　岩永荘８号室
債務者　石谷　克也
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１３９号
千葉県市原市白塚609番地１　市営白塚住宅Ｂ８棟37号
債務者　田口　文子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６１号
千葉県市川市大野町１丁目42番地18
債務者　佐野　飛鳥
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８１号
千葉県市原市藤井３丁目210番地　２棟237号
債務者　佐川　　恵
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１２号
千葉県市川市新田２丁目18番５号　コーポ和光101号
債務者　元木　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１７号
千葉県八千代市大和田274番地77
債務者　北川みゆき（旧姓五島）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２０号
千葉県市原市五井2493番地１トータスＡ102号室
債務者　西村　賢一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２１号
千葉市若葉区西都賀３丁目20番３号　ＣＩＴＹ32―201号
債務者　石井摩衣子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３２号
千葉市中央区**葛**城３丁目11番27号　レオパレス本千葉第５―201号
債務者　小西　　徳
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
千葉市稲毛区小深町62番地１　ゴールドサポート小深312―１号
債務者　辻　　幸裕
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
千葉県船橋市芝山５丁目44番16号
債務者　越智由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６５６号
愛知県豊明市前後町仙人塚1750番地364
債務者　豊峰　斎夫
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
愛知県半田市瑞穂町１丁目１番地の13　近藤ハウス202号
債務者　釣巻　国弘
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部